

令和7年度 社会福祉法人標茶町社会福祉協議会事業計画

■基本方針

地域共生型社会においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながりを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域を創ることが理念とされています。

しかし、実際には、核家族化や担い手不足等により、孤立する人も増えるなど多くの課題があります。また近年は、個人を取り巻く環境が変容しており、家族のかたちや、人とのつながり、個々における意思の尊重など多様化の時代を迎えています。

そのような中で、地域福祉を推進する社協として、公的サービスや専門職による寄り添う支援と、地域住民同士で気掛け合うつながり、支え合いの関係性の両輪が円滑に機能することが求められています。

本会としてのこれまで取り組んできた事業を基に、今後は地域福祉の基盤強化を行い、持続可能な地域社会の構築を目指して事業活動を展開します。

■重点目標

令和7年度重点的事業

1. 地域づくりに向けた体制づくり

地域において今後さらに、多様なつながりが育つことを支援するために、研修や交流事業の実施を足掛かりとし、一年を通じて、社協の行う事業が、日頃から住民同士が出会い参加することのできる場や居場所となるよう交流の機会を重視します。

2. 地域福祉の推進

元より町内各地域に、標茶町社協地区部会の組織化が進んでおり、活動助成金を活用いただきながら地区活動に取り組んでいただいております。今後はさらに社協の役職員と地域の皆さんが顔の見える関係を構築し、意見交流しながら、さらなる地域課題の解決に向けて連携、協力していく必要があります。地域の見守り活動について、地域での話し合いや、研修会の実施等具体的な事業を展開していきます。

3. ボランティア、成年後見制度他、各種研修事業の実施

町内で必要とされる課題やテーマに関する研修機会を持ち、地域の中で福祉に関わる人材を育成していきます。課題としては、後見制度やボランティアの活動者数の不足であり、地域で日常的に必要な支援が循環できるよう取り組みます。

4. 災害・防災の事業推進

激甚災害などの甚大な被害がある場合には、災害ボランティアセンターが社協に開設されることも踏まえ、社協が担う機能についての理解を地域と共有できるよう、周知普及していきます。

■事業内容

【地域福祉の推進】

(1) 小地域福祉活動の推進 総務部会所管

- ① 社協地区部会活動費助成金
各地区部会の活動支援として、21地域（R6実績836千円）の助成金交付をします。
- ② 敬老会助成金交付
各地区部会が実施する敬老会について、24地域（R6実績150千円）の助成金交付をします。

(2) 小地域福祉ネットワーク推進事業 総務部会所管

- ① 小地域福祉活動研修交流会「寄り合いまぜて」
地区部会の取り組みについて情報交換の場を設け、地域福祉活動で何が出来そうかを一緒に考えていきます。
- ② 小地域ネットワーク事業活動助成金
助成金交付要項に該当する活動をされている社協地区部会を対象に助成金を交付します。
限度額：3万円【R6年度実績＝5地域】
小地域ネットワーク事業の深化を図るため、令和8年度に向け、交付要綱の見直しを行います。

(3) 地域福祉防災推進事業 地域改善・ボランティア部会所管

- ① 「災害から考える地域のまちづくり研修」
町内会・地域会、ボランティア等を対象とした防災に関する研修事業を実施します。標茶町との情報連携をしながら、社協が行う防災事業の役割を地域の皆さんに知っていただき、平時から地域の防災意識を高めていきます。

【団体事務支援】

(1) 団体事務局 厚生部会所管

- ① 北海道共同募金会標茶町共同募金委員会
- ② 標茶町老人クラブ連合会
- ③ 標茶町遺族会
実行委員会主催「標茶町戦争犠牲者追悼式」
日時：令和7年7月15日（火）

場所：標茶町コンベンションホールういず

(2) その他団体支援 厚生部会所管

- ① 釧路地区身体障害者福祉協会標茶分会（釧路地区活動の一部支援）

【広報啓発活動】

(1) 情報の発信 総務部会所管

- ① 広報紙 社協だより「ふれあい」の発行
町内の全戸に社協だよりを（発行回数 年4回）4・7・10・1月に発行します。
- ② ホームページによる情報発信
社協ホームページに事業内容等を掲載。SNS と連動して情報発信を行います。
- ③ SNS の活用による情報発信
行事等のお知らせや、社協の動きをいち早くお届けすることを目的に、ホームページや Facebook での周知活動を進めるとともに、さらなる SNS の拡充に努めます。
- ④ 新聞等の記事掲載活用
事業開催時などに新聞社へ取材・記事掲載依頼を行います。

(2) 地域福祉の啓発 総務部会所管

- ① 第57回標茶町社会福祉研究大会の開催
日時：令和7年11月29日（土）
場所：標茶町コンベンションホールういず
- ② 表彰（令和7年度社会福祉貢献者表彰）
上記社会福祉研究大会の席上にて表彰式を実施します。

【社協活動の基盤整備】

(1) 会員募集の促進 総務部会所管

- ① 社協会員・事業について説明パンフレット作成
社協事業パンフレット（社協会員会費の説明）を作成し、会費募集促進等に活用していきます。
- ② 社協会員会費の推進
地域福祉推進の財源確保を目的として会員会費募集を実施します。
- ★一般会費（年額一口 300円以上）
 - ★賛助会費（年額一口 2,000円以上）
 - ★特別会費（年額一口 5,000円以上）

(2) 社協事業の資質の向上 総務部会所管

- ① 社協役員研修

社会福祉関連の知識を深め、標茶町社協の事業をより深く知るために、各種研修機会に参加します。

②社協職員研修

各担当分野がそれぞれの専門的研修を受講し（集合研修会、zoom等）、社協事業に反映できるように研鑽を行います。

(3) 理事会、評議員会の定期開催 総務部会所管

①理事会

②評議員会

③各部会（総務、厚生、地域改善・ボランティア）

(4) 標茶町総合社会福祉センターの運営 総務部会所管

①貸館業務・管理業務

【共同募金事業】

(1) 募金推進と財源の活用 厚生部会所管

①赤い羽根共同募金

②歳末たすけあい

③災害義援金募集

④災害見舞金

【社会福祉事業】

(1) 指定居宅介護支援事業所 厚生部会所管

利用者が可能な限り自宅で生活できるよう、2名の介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成します。

◆事業所名「標茶町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所」

【居宅介護支援、介護予防支援、要介護認定調査等】

(2) 地域福祉権利擁護事業 厚生部会所管

「安心サポートセンターまもる」

①成年後見事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など意思決定が困難な方を、法律的に保護し、支えていくために支援します。

②日常生活自立支援事業（北海道社協）

在宅生活の中で、日常生活に不安を抱える認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者の方に対して福祉サービスを利用する支援を行います。北海道社会福祉協議会と連携して

サービスを提供します。

内容:【福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス】

(2) 自立支援サービス事業 (独自)

施設入所や他のサービス利用が困難である方に対し、日常生活自立支援事業と同程度のサービスを実施します。

(3) 委任契約、任意後見契約、死後事務の検討

高齢化や障害などを抱え、自己の意思決定や判断や難しくなった場合に備え、金銭管理や契約行為などの支援を必要とする方への支援として、委任契約、任意後見契約、死後事務などについて研究します。

(4) 苦情解決第三者委員の配置

総務部会所管

【在宅生活者支援】

(1) ガイドヘルプサービス事業

厚生部会所管

高齢者等の自立と社会参加を目的に移動の介助を行う (団体、個人が対象)。

(2) 給食宅配サービス事業 (受託)

厚生部会所管

在宅において適切な栄養摂取が困難な高齢者等に対し、昼食を配達し、安否確認を行うサービスで、町から社協が事業受託し、実施しています。毎週木曜日に昼食 (1食 300円) を配達し、安否確認を実施しています。

(3) 子育て支援事業

厚生部会所管

① 標茶町子育てサポートセンターまーぶるの運営

提供会員、利用会員、両方会員の支え合い活動として、お子さんの一時預かり等を行うボランティア活動です。

ご利用には事前に会員登録が必要です (1時間 500円~各設定あり)。

② ファミリーサポート提供会員養成講座

主に提供会員となっただけの方に向けての養成講座を実施します。

③ 新入学児童への防犯ブザー贈呈

地域改善・ボランティア部会所管

④ ひとり親世帯への高校進学・就職祝い (図書カード) 贈呈

厚生部会所管

(4) 心配ごと相談所

地域改善・ボランティア部会所管

心配ごと相談所の運営

(5) 愛情銀行

地域改善・ボランティア部会所管

町民のみなさまの地域福祉に寄せられる金品を受付し、貴重な浄財は、地域福祉を推進するための貴重な財源として活用しています。

【預託の内容】

①金銭預託

本会へ善意の寄付や、チャリティーイベント、バザー益金等の寄付金

②物品預託

衣類、小物等の物品寄贈品（含、書損じハガキ）

③新生活運動

お祝い返し、香典返しを廃止し、寄付をした旨を知らせる礼状でお返しにかえて地域貢献していただく運動です。愛情銀行寄付預託からも、礼状でお返しが可能となっています。

（6）貸付資金事業 厚生部会所管

①標茶町福祉金庫（標茶町社協）

衣食住に応急的な生活費が必要な低所得世帯に対し、保証人がいる場合の世帯が貸付対象です（限度額：3万円）。

②助け合い資金（標茶町社協）

担当民生児童委員と状況確認し、応急的な対応が必要と認められる場合に世帯が貸付対象です（限度額：1万円）。

③生活福祉資金（北海道社協）

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援を行います。市町村社協は申請相談窓口として相談対応しています。

④生活困窮者に対する安心サポート事業（北海道社協）

生活が維持できずに困窮している世帯へ限定的に、物品支給ができる制度の活用。

⑤生活困窮自立支援事業（くらしごと）との連携

困窮者への生活や就労の相談、住居確保給付金窓口となっている「くらしごと」釧路管内上記支援団体との連携。

（7）ふれあいひろばの実施 厚生部会所管

実行委員会による運営により、町内福祉団体、障がい団体とともに福祉活動の啓発と、多くの町民との交流を目的に事業を実施します。（令和7年6～7月予定）

【ボランティアセンター】

（1）ボランティアセンターの運営 地域改善・ボランティア部会所管

①ボランティア登録（個人・団体）・活動支援

- ②ボランティア保険
- ③釧路地区ボランティア推進会議
- ④ボランティアセンター運営委員会
- ⑤社会福祉活動者研修交流会の開催

日時：令和7年2月7日（金）

場所：標茶町コンベンションホールういず

(2) ボランティア養成講座 地域改善・ボランティア部会所管

- ①ボランティア講座

ボランティアの増加を図るため、新しい活動の創設機会等を目的にテーマを決めて実施

(3) 福祉教育の推進 厚生部会所管

- ①学校における福祉教育支援

学校の授業で車椅子体験や手話学習ができるよう、職員やボランティアの派遣調整を行い、支援していきます。

(4) 災害ボランティアセンター関連 地域改善・ボランティア部会所管

- ①災害ボランティアセンターとしての備え

被災時に立ち上げる災害ボランティアセンターについて職員が情報共有し、有事の際のボランティアセンターの動きについて、平時から標茶町との情報交換や防災訓練を通じて、町民へ向けて情報発信していきます。

(5) 用具貸出 地域改善・ボランティア部会所管

- ①福祉用具、レク用品等の貸出

社協で所有する福祉用具をホームページを活用して、周知に努めます。

(6) 出前講座 総務部会

職員が対応できるテーマの整理をし、ホームページや広報で出前講座のPRを行い、小地域活動やボランティア活動に活用してもらえる体制を作ります。

(7) ふれあいバザール 地域改善・ボランティア部会所管

社協愛情銀行の預託品に関するバザー「ふれあいバザール」は、令和5年度から年3回のペースで実施していますが、本年度も前年度同様の回数の実施を計画します。

社協の愛情銀行以外にも福祉団体や一般の人々が広く交流できるよう、幅広い出店者に対応し、町民の交流の場としていきます。